

東京農工大学遺伝子実験施設利用要項

(平成 21 年 9 月 4 日改正)

(趣旨)

第 1 条 この要項は、東京農工大学遺伝子実験施設運営規程（平成 25 年 1 月 22 日制定）第 8 条規程に基づき東京農工大学遺伝子実験施設（以下「実験施設」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用の条件)

第 2 条 実験施設の利用は、大学等における遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号。以下「法律」という。）による P 3 レベルまでの実験及びその他の遺伝子実験に関する研究を行う場合とする。

(利用者の資格)

第 3 条 実験施設を利用できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 本学の教職員
- 二 本学の学部学生、大学院学生、特別研究学生及び研究生
- 三 その他遺伝子実験施設長（以下「施設長」という。）が適当と認めた者

(利用の申請)

第 4 条 実験施設を利用しようとする者は、研究課題別に所定の申請書に必要事項を記入の上、施設長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、教育研究に責任を持つ教員が代表者（以下「研究代表者」という。）となり、実験施設と利用者の連絡にあたるべき実験責任者(教員 1 名)を指定の上、行うものとする。

3 遺伝子組換え生物を用いた実験を行う場合は、第 1 項の申請書に国立大学法人東京農工大学遺伝子組換え生物安全管理規程（以下「安全管理規程」という。）第 8 条に基づく実験計画の承認又は届出に関する書類の写しを添付しなければならない。

4 病原性微生物等を用いた実験を行う場合は、第 1 項の申請書に国立大学法人東京農工大学病原性微生物等安全管理規程（以下「安全管理規程」という。）第 13 条に基づく実験計画の承認又は届出に関する書類の写しを添付しなければならない。

5 実験施設の利用の申請は、随時受け付けるが、利用の承認期間は利用開始日にかかわらず利用開始日の属する年度の末日までとする。

(利用の承認)

第 5 条 施設長は、前条の申請が適当であると認めたときは、実験室等の利用区域を指定して承認し、この旨を申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第6条 研究代表者は、すでに承認された申請書の記載事項を変更しようとする場合には、施設長に届け出て、改めて承認を得なければならない。

(利用承認の取消し等)

第7条 利用者が、この要項、法律、安全管理規程違反した場合、又は実験施設の運営に重大な支障を生じさせた場合若くはそのおそれのあるときは、施設長は利用の承認を取消し、又はその者の利用を一定期間停止することができる。

(報告等)

第8条 利用者は、実験施設の利用を修了又は中止したときは、速やかに指定された実験区域内を現状に復するとともに、終了又は中止の報告書を施設長に提出しなければならない。

2 利用者は、遺伝子組換え生物及び病原性微生物を含む廃棄物及び汚染物については、安全管理規程に従って処理しなければならない。

(利用の停止及び利用時間等)

第9条 実験施設の保守点検等のため、利用を停止する期間は各号に掲げるとおりとする。

- 一 土曜日、日曜日及び国民の祝日
- 二 4月1日から4月5日まで
- 三 12月28日から翌年1月4日まで
- 四 創立記念日5月31日
- 五 夏季一斉休業日

2 前項の規定にかかわらず、施設長が特に必要と認めたときは、臨時に利用を停止することができる。

3 実験施設の利用時間は、午前9時から午後7時までとする。ただし、施設長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

4 前3項に規定にかかわらず、施設長が特に必要と認めたときは、停止期間中及び利用時間外に実験施設を利用することができる。

(法律等の遵守)

第10条 利用者は、この要項に定めるもののほか、法律、安全管理規程を遵守しなければならない。また、別に定める遺伝子実験施設の利用に関する手引きに記載された一般的注意事項を遵守し、施設長、特定生物安全主任者及び実験施設の専任教員（以下「専任教員」という。）の指示に従わなければならない。

(地震等災害時の措置)

第11条 専任教員及び利用者は、地震、火災その他の災害等により危険な事態が発生したときは、

次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 火災を発見した者は、直ちに実験施設内にいる者に通報を行うとともに、可能な限り初期消火に努め、状況に応じて消防署へ通報しなければならない。

二 地震が発生した場合は、火災の発生を防止するように最大限努めなければならない。

三 地震及び火災が発生した場合は特定生物安全主任者の指示に従って組換え体等による汚染及び生物災害の発生防止に努めなければならない。

2 専任教員及び利用者は、前項の事態に際し、施設長、特定生物安全管理小委員会委員長に次の各号に掲げる事項について、的確かつ迅速に通報しなければならない。

一 危険事態の発生状況(発生した場所、時間及び災害の種類等)、拡大性の有無及び死傷者の有無

二 講じた措置の内容

三 関係各機関等への報告状況

(経費の負担)

第12条 利用者は、実験施設及び機器等の利用に係る経費の一部を負担しなければならない。

2 利用負担金の額及び負担方法は、別に定める。

(利用者の協力義務)

第13条 利用者は、施設の依頼に応じて実験施設、共同利用機器及び周辺の維持管理等実験施設の運営に関して協力しなければならない。

(実験室等の利用及び機器の搬入)

第14条 実験室については、特定の教員の専有又は居室としての利用は許可しない。ただし、一部の共通実験室において実験台のスペースを一定期間に限り専有することを希望する場合は、施設長の許可を得なければならない。

2 前項の専有スペースの利用に当たっては、別途経費を負担するものとする。

3 第1項の専有スペース以外の場所に小型の実験装置・器具などを持ち込む場合は、実験当日限りとし、退館時に持ち帰らなければならない。ただし、装置等を一定期間に限り設置する必要がある場合は、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、施設長の許可を得て搬入することができるが、共同利用に供しなければならない。

4 各研究室の備品及び新たに購入を計画する備品を、年度を越えて実験施設に設置を希望する場合は、施設長の許可を得なければならない。

5 前項の備品については、移管により実験施設の備品とし、備品維持費の配分がある場合は施設長が維持費を管理する。

(雑 則)

第15条 この要項に定めるもののほか、実験施設の利用に関し必要な事項は、実験施設運営小委員会の議を経て施設長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 29 年 2 月 日から施行し、平成 28 年 2 月 20 日から適用する。